

権利としての 就学援助制度を考える



生活保護は権利です。

— 厚生労働省が制度を必要としている人に届けるために呼びかけました。

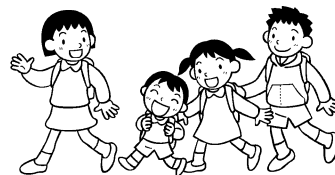
就学援助は権利になっているのでしょうか？

今の「就学援助制度のお知らせ」は分かりやすくなっていますか？

沖縄県では「シューガクエンジョ」のテレビCMを作成したところ、申請者が増えました
外国籍の保護者に合わせたお知らせを作る自治体もあります
学校事務職員もお知らせの方法や内容の改善を行っています
学校だけでなく、地域の人たちもいろいろな活動をしています

必要な人に届くように工夫がされています。みなさんでもできることをやってみませんか

第1部 沖縄のとりくみから学ぶ



■教育と福祉 沖縄の現状と就学援助の動向

■就学援助制度に関わるできごと
～制度研究会第一分科会から この12年～

第2部 「知らせる」ことから学ぶ

■保護者が利用しやすい
就学援助制度を目指して

■理解が深まるならやってみる
～独自の就学援助資料を作成してみても～

■「就学援助制度が変わった」

■ある外国籍の家庭から学んだこと

■コロナ禍の学校現場で起きていること

■横浜市の就学援助のいいところ
～例えば事由発生日に遡って認定されます～

■“学校カフェ”で就学援助制度の学習を

■就学援助のお知らせチラシ配布の取り組み

■市民の力で就学援助制度改善を～新潟市から

その他の内容

- 誌面批評「会誌146号を読んで」
- 私学通信「事務室の窓辺から」
- 3.11その後
東日本大震災・原発事故から10年を経過して

2021年3月発行
A5判 64ページ
500円 (送料90円)
編集・発行 全国学校事務職員制度研究会

注文はこちらへ

- <http://www.bekkoame.ne.jp/ha/seidoken/>
(「制度研」で検索できます)
- E-mail seidoken@ha.bekkoame.ne.jp
- 〒194-0045
東京都町田市南成瀬4-13-10
植松直人 方
TEL 090-9675-1067 FAX 042-728-1616